（風荷重）

**第十条の六**　第九条の規定は、前条第二号の非定常荷重のうち作業中の風荷重について準用する。この場合において、第九条第一項中「第七条第四号の風荷重」とあるのは、「第十条の五第二号の非定常荷重のうち作業中の風荷重」と読み替えるものとする。

2　第九条の規定は、前条第三号ロの休止時の風荷重について準用する。この場合において、第九条第一項中「第七条第四号の風荷重」とあるのは「第十条の五第三号ロの休止時の風荷重」と、同条第二項中「$q=83\sqrt{h}$」とあるのは「$q=980\sqrt{h}$」と読み替えるものとする。

（試験荷重）

**第十条の七**　第十条の五第三号ハの試験荷重の値は、定格総荷重に一・二五を乗じた値とする。

**第三目**　強度

（強度計算に係る荷重の組合せ）

**第十条の八**　限界状態設計法を用いる場合にあっては、構造部分を構成する部材の断面に生ずる応力の値は、次に掲げる荷重又は荷重の組合せによる計算において、それぞれ第一目に規定する設計限界応力の値を超えてはならない。

一　移動式クレーンの質量による荷重、定格総荷重及び駆動による荷重の組合せ

二　平たんでない場所の走行による荷重

三　移動式クレーンの質量による荷重、定格総荷重及び駆動による荷重並びに作業中の風荷重の組合せ

四　平たんでない場所の走行による荷重及び作業中の風荷重の組合せ

五　移動式クレーンの質量による荷重及び地上に置かれた荷のつり上げによる荷重の組合せ

六　移動式クレーンの質量による荷重、定格総荷重及び休止時の風荷重の組合せ

七　移動式クレーンの質量による荷重、駆動による荷重、作業中の風荷重及び試験荷重の組合せ

八　移動式クレーンの質量による荷重、定格総荷重及び非常停止による荷重の組合せ

2　前項各号の荷重又は荷重の組合せによる計算においては、それぞれの荷重に日本工業規格B八八三三―二（クレーン―荷重及び荷重の組合せに関する設計原則―第二部：移動式クレーン）に定める部分荷重係数及び動的影響係数を乗じるものとする。

3　第一項に規定する応力の値は、同項各号に掲げる荷重の組合せにおいて、当該構造部分の強度に関し最も不利となる場合におけるそれぞれの荷重によって計算するものとする。

4　第一項の規定にかかわらず、移動式クレーンの設計の基準とする負荷条件に応じて、負荷されることが想定されない荷重又は荷重の組合せについては、省略することができる。

**第三節**　安全性等

（疲れ強さに対する安全性）

**第十一条**　（略）

（削る）

（後方安定度）

**第十三条**　（略）

（新設）

（疲れ強さに対する安全性）

**第十一条**　（略）

**第五節**　安定度

（後方安定度）

**第十三条**　（略）